

【I】はじめに、あなたが今回経験した労働審判手続について、事件の種類やあなたのお立場などをおたずねします。

問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

⑧～⑩=101

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 会社都合の解雇（整理解雇） | 9 残業代不払い |
| 2 懲戒処分での解雇（懲戒解雇） | 10 退職金不払い |
| 3 それ以外（1、2以外）の解雇 | 11 解雇予告手当不払い |
| 4 退職強要 | 12 賃金など労働条件の引き下げ |
| 5 雇止め（有期労働契約の更新拒否） | 13 配転・出向 |
| 6 採用内定取消 | 14 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） |
| 7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否 | 15 パワー・ハラスメント（パワハラ） |
| 8 賃金（基本給、諸手当）不払い | 16 それ以外（14、15以外）のいじめ・いやがらせ |
| | 17 その他（具体的に： _____） |

⑪

⑫

付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

(西暦で)

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃にその問題が起きた

⑬⑭

⑮⑯

問2 今回の労働審判手続でのあなたのお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1 (労働審判手続を) 申し立てた側 | 2 申し立てられた側 |
|--------------------|------------|

⑰

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てた（申し立てられた）のは、いつ頃でしたか。

(西暦で)

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に申し立てた（申し立てられた）

⑱⑲

問4 今回の労働審判手続で、あなたが申立時に請求した金額はおおよそいくらでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけ、「1」「2」を選んだ場合は該当する欄に金額（万円）を記入してください。金額について回答に迷う場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」をお答えください。

※ 1万円未満は切り捨ててお答えください。

※ あなたが労働審判手続を申し立てられた側の場合は、相手側の会社・団体から請求された金額についてお答えください。

- | | | | | | | |
|-----------------------------|------|---|--|--|--|----|
| 1 月給（未払い分）など月当たりの請求 | → 月額 | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> | | | | 万円 |
| | | | | | | |
| 2 その他の定額の請求（残業代、退職金、損害賠償など） | → | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> | | | | 万円 |
| | | | | | | |
| 3 金銭の支払いは求めている（求められていない） | | | | | | |
| 4 わからない | | | | | | |

⑳

㉑～㉓

㉔～㉖

問5 今回の労働審判手続の申し立ての当時、あなたは相手側の会社や団体に在職していましたか。選択肢の中からあてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|---|----|
| 1 雇用関係の有無について争っていた
2 (雇用関係の有無に争いはなく) 在職していた
3 (雇用関係の有無に争いはなく) 退職していた
4 そもそも雇用関係がなかった(派遣など) | ③① |
|---|----|

【Ⅱ】ここからは、労働審判手続に至った経過や、あなたがお考えになったことについておたずねします。

問6 今回の労働審判手続の相手側の会社や団体に在職中、あなたは、次の人たちに相談しやすい環境にありましたか。①～③について、どのくらい相談しやすかったか、それぞれについてあてはまるものを**1つつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 相手側の会社・団体に現在も在職中の方は労働審判手続開始前の状況についてお答えください。

	1 とても相談しやすかった	2 どちらかといえば相談しやすかった	3 どちらともいえない	4 どちらかといえば相談しにくかった	5 とても相談しにくかった	6 該当するものがなかった
① 上司・管理職	1	2	3	4	5	/
② 社内の労働組合	1	2	3	4	5	6
③ 社内(企業グループ内)の苦情相談窓口	1	2	3	4	5	6

③①

③②

③③

問7 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものを**すべて**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|---|----|
| 1 家族・親せき・個人的な知人に相談した
2 会社の同僚や知人に相談した
3 社内の労働組合に相談した
4 社外の労働組合に相談した
5 地方自治体の無料法律相談を利用した
6 弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した
7 社会保険労務士(会)に相談した
8 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した
9 その他の機関や専門家に相談した(具体的に：
10 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった | ③④ |
|---|----|

問8 今回の労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、相手側（使用者）と交渉しましたか。AとBのそれぞれについて、あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

A あなた自身が直接、相手側と交渉しましたか

1 した	2 しなかった	③⑤
------	---------	----

B 人や組織を介して、相手側と交渉しましたか

1 した（具体的に：	を介して）	2 しなかった	③⑥
------------	-------	---------	----

問9 今回の労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会の制度や手続を利用したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものを**すべて**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 労働局の行う相談窓口（「総合労働相談コーナー」など）を利用した 2 労働局の助言・指導の制度を利用した 3 労働局の紛争調整委員会の制度（あつせん）を利用した 4 労働委員会の紛争解決手続を利用した 5 以上の制度や手続を利用したことはなかった	③⑦
--	----

問10 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 手続の途中で解任した（やめさせた）ような場合も「1 はい」に○をつけてください。

1 はい	2 いいえ（→問11へ）	③⑧
------	--------------	----

付問 その弁護士に初めて相談したのはいつですか。

（西暦で）

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に初めて相談した ③⑨④①④②

全員におたずねします

問11 あなたはなにを通じて労働審判手続を知りましたか。選択肢の中からあてはまるものを**すべて**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 家族・親せき・個人的な知人	7 社会保険労務士（会）	④③ ④④
2 会社の同僚や知人	8 法テラス	
3 社内の労働組合	9 労働局、労働基準監督署、労働委員会	
4 社外の労働組合	10 裁判所	
5 地方自治体の無料法律相談	11 新聞・雑誌やテレビ	
6 弁護士（会）	12 その他（具体的に： _____）	

問12 労働審判手続を申し立てた理由についておたずねします。次の理由について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。
 ※ あなたが労働審判手続を申し立てられた側の場合は、労働審判手続に何を期待したかについてお答えください。

	1 強くあてはまる	2 少しあてはまる	3 どちらとも いえない	4 あまり あてはまらない	5 まったく あてはまらない	
① 労働審判によって自分の社会的名誉や自尊心を守りたかった	1	2	3	4	5	④5
② 労働審判によって金銭や財産など経済的な利益を守りたかった	1	2	3	4	5	④6
③ 労働審判によって自分の個人的自由やプライバシー、健康などを守りたかった	1	2	3	4	5	④7
④ 労働審判によって自分の権利を実現し（あるいは守り）たかった	1	2	3	4	5	④8
⑤ 労働審判によって公正な解決を得たかった	1	2	3	4	5	④9
⑥ 労働審判によって強制力のある解決を得たかった	1	2	3	4	5	⑤0
⑦ 労働審判によって事実関係をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑤1
⑧ 労働審判によって白黒をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑤2
⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった	1	2	3	4	5	⑤3
⑩ 労働審判官（裁判官）や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった	1	2	3	4	5	⑤4
⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった	1	2	3	4	5	⑤5
⑫ 労働審判を通じて、同じような問題をかかえている労働者の立場や利益も守りたかった	1	2	3	4	5	⑤6
⑬ 訴訟（裁判）よりも労働審判のほうが適切な方法だと思った	1	2	3	4	5	⑤7

付問 ①～⑬のうち**もっとも重要だと思ったものを1つ**選んで、**その番号をお書きください。**

①～⑬の数字をご記入ください。→

⑤9⑥0

【Ⅲ】ここからは、労働審判手続きのさまざまな段階で、お考えになったことや、ものごとへの評価などについておたずねします。
 ※ 労働審判手続きで解決せず、問題が訴訟に移行している場合でも、以下の質問は労働審判手続きについてお答えください。

問13 今回の労働審判手続きが始まった時点で、労働審判手続きが終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|-----------------|
| 1 まったく予想がつかなかった |
| 2 ある程度は予想がついていた |
| 3 はっきりと予想がついていた |

⑥1

問14 今回の労働審判手続きを終えて、かかった費用はあなたにとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 非常に高い	2 やや高い	3 どちらとも いえない	4 やや安い	5 非常に安い	6 あてはまらなかった・
① 労働審判手続きを申し立てるにあたって裁判所に納めた手数料	1	2	3	4	5	6
② 弁護士に支払った金額	1	2	3	4	5	6
③ 労働審判手続きにかかった費用の総額	1	2	3	4	5	

⑥2

⑥3

⑥4

問15 今回の労働審判手続きで直接かかった費用以外に、書類の準備や必要な連絡・相談などに要した手間や負担は、あなたにとってどの程度のものでしたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 非常に大きかった | 4 やや小さかった |
| 2 やや大きかった | 5 非常に小さかった |
| 3 どちらともいえない | |

⑥5

問16 今回の労働審判手続きが始まった時点で、労働審判手続きが終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|-----------------|
| 1 まったく予想がつかなかった |
| 2 ある程度は予想がついていた |
| 3 はっきりと予想がついていた |

⑥6

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 非常に短い	4 やや長い
2 やや短い	5 非常に長い
3 どちらともいえない	

⑥7

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 満足している	2 どちらともいえない	3 満足していない
----------	-------------	-----------

⑥8

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを 1つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思わ ない	9 わ か ら な い
① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた	1	2	3	4	5	9
② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	1	2	3	4	5	9
③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた	1	2	3	4	5	9
④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9
⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9
⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	1	2	3	4	5	9
⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた	1	2	3	4	5	9
⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	1	2	3	4	5	9

⑥9

⑦0

⑦1

⑦2

⑦3

⑦4

⑦5

⑦6

問19 今回の労働審判手続では、あなた自身がどの程度立会いましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

⑧～⑩=102

- | |
|------------------------------------|
| 1 すべて立ち会った（→次の問へ） |
| 2 一部立ち会った（→次の問へ） |
| 3 まったく立ち会わなかった（→10ページの間25へ進んでください） |

⑪

問19で「1 すべて立ち会った」「2 一部立ち会った」と答えた方だけにおたずねします

以下では、今回の労働審判手続を担当した審判官と審判員の印象についておたずねします。労働審判手続は、審判官1名と審判員2名の合計3名からなる「労働審判委員会」によって行われます。「審判官」は、裁判官が務め、3名の真ん中に着席して労働審判手続の指揮を行います。「審判員」は、労働関係の専門的知識経験を持つ人から選ばれ、審判官の両側に着席しています。

問20 今回の労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思 わ な い	
① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	⑫
② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	⑬
③ その審判官は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	⑭
④ その審判官は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	⑮
⑤ その審判官は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	⑯
⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	⑰
⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	⑱
⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	⑲
⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた	1	2	3	4	5	⑳
⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	㉑

問21 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	

②

問22 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員（仮に審判員「A」と審判員「B」と呼ぶこととします。）の印象についてそれぞれおたずねします。次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。その審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の問にお進みください。

審判員Aの印象						審判員Bの印象					
1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
強くそう思う	少しそう思う	どちらともいえない	そう思わない	あまりそう思わない		強くそう思う	少しそう思う	どちらともいえない	そう思わない	あまりそう思わない	
1	2	3	4	5	①その審判員は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	⑳ ㉓
1	2	3	4	5	②その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	㉔ ㉗
1	2	3	4	5	③その審判員は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	㉘ ㉛
1	2	3	4	5	④その審判員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	㉜ ㉟
1	2	3	4	5	⑤その審判員は、あなたに対していねいに接してくれた	1	2	3	4	5	㉠ ㉣
1	2	3	4	5	⑥その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	㉤ ㉨
1	2	3	4	5	⑦その審判員は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	㉩ ㉬
1	2	3	4	5	⑧その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	㉭ ㉲
1	2	3	4	5	⑨その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	㉳ ㉹
6					その審判員の印象はまったくわからない	6					㉺ ㉽

問23 今回の労働審判手続で、審判員Aに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

④③

問24 今回の労働審判手続で、審判員Bに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

④④

全員におたずねします

問25 裁判所には、審判官・審判員以外の裁判所職員がいます。裁判所職員の印象についておたずねします。次の①～⑤について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。裁判所職員と接触した経験がない場合には「6」に○をつけてください。

※ 複数の職員と接した場合には、その全体的印象としてお答えください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思わ ない	6 裁 判 所 職 員 と 接 触 し た 経 験 が な い
① 裁判所職員は、中立的な立場で物事を処理していた	1	2	3	4	5	6
② 裁判所職員は、あなたの話すことをきちんと聞いてくれた	1	2	3	4	5	
③ 裁判所職員は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	
④ 裁判所職員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	
⑤ 裁判所職員は、効率的に仕事をしていた	1	2	3	4	5	

④⑤

④⑥

④⑦

④⑧

④⑨

問26 今回の労働審判手続で、裁判所職員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 裁判所職員と接触した経験がない

⑤0

問27 今回の労働審判手続で、あなたが依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑪について、どのくらい強くそう思ったか**それぞれについて**あてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
※ 弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 ど ち ら と も い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	6 弁 護 士 を 依 頼 し な か っ た	
① その弁護士は、あなたの味方になってくれた	1	2	3	4	5	6	⑤1
② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5		⑤2
③ その弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5		⑤3
④ その弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		⑤4
⑤ その弁護士は、あなたに対していねいに接してくれた	1	2	3	4	5		⑤5
⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5		⑤6
⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた	1	2	3	4	5		⑤7
⑧ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5		⑤8
⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5		⑤9
⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑥0
⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑥1

問28 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 弁護士を依頼しなかった

⑥2

- 問29 相手側（使用者側）の弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。相手側に弁護士がいなかった場合、あるいは、相手側に弁護士がいてもあなたとまったく接触がなかった場合には「6」に○をして、次の間にお進みください。
※ 相手側の弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえない	4 あまり そう 思わない	5 まったく そう 思わない	6 相手 側に 弁護 士が いな かつ た・ 接 触 が な か つ た	
① 相手側の弁護士は、あなた側の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	6	⑥3
② 相手側の弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5		⑥4
③ 相手側の弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		⑥5
④ 相手側の弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5		⑥6
⑤ 相手側の弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明していた	1	2	3	4	5		⑥7
⑥ 相手側の弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5		⑥8
⑦ 相手側の弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑥9
⑧ 相手側の弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑦0

【IV】次に、今回の労働審判手続の結果について、あなたのご意見などをおたずねします。

※ 複数の相手側がいた場合、複数の終わり方があった場合、自分にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

- 問30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 「調停が成立した」とは相手側（使用者側）との合意がまとまった場合、「労働審判が告知された」とは審判官（裁判官）から「労働審判委員会」の判断が示された場合をさします。

- | |
|-------------------------------|
| 1 調停が成立した （→次ページの間31へ） |
| 2 労働審判が告知された （→付問へ） |
| 3 終わり方がどちらかわからない （→次ページの間31へ） |

⑦1

問 30 で「2 労働審判が告知された」と答えた方だけにおたずねします

付問 1 その労働審判に対して、異議申立てがありましたか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 自分の側だけが申し立てた
- 2 相手の側だけが申し立てた
- 3 双方が申し立てた
- 4 双方とも申し立てなかった
- 5 わからない

⑦②

付問 2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものを **すべて** 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 調停案が自分に不利だと思ったから
- 2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから
- 3 自分の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから
- 4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから
- 5 労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから
- 6 審判官や審判員が自分の話を十分に聞いてくれなかったから
- 7 調停の進め方が不公正・不公平だったから
- 8 相手側（使用者側）が調停案を拒んだから
- 9 相手側（使用者側）が譲歩しなかったから
- 10 その他（具体的に： _____)

⑦③

全員におたずねします

問 31 あなたは、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 よく理解できている
- 2 どちらかという理解できている
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかという理解できていない
- 5 まったく理解できていない
- 6 内容を知らない

⑧～⑩=103

⑪

問 32 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側から何かをしてもらう権利や地位などを得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

1 解決金などの金銭の支払い (→付問へ) 2 その会社で働く権利や地位 (復職など) 3 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復 4 配転・出向などの命令の是正・撤回 5 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応 6 その他の権利や地位 (具体的に： 7 認められた権利や地位はない 8 わからない	} → (問 33 へ)	⑬
---	--------------	---

問 32 で「1 解決金などの金銭の支払い」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 調停ないし審判の結果認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えのない範囲でお答えください。

1 およそ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 万円 (1 万円未満切り捨て) 2 わからない 3 答えたくない					⑬ ⑭～⑰

全員におたずねします

問 33 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側に対して何かをしなければならない義務を負いましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

1 何かの行為を行う義務 (具体的に： 2 何かの金銭を支払う義務 (具体的に： 3 その他の約束や措置 (具体的に： 4 相手側に対して負った義務はない 5 わからない	⑱
---	---

問 34 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたにとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 有利 2 やや有利 3 中間・どちらともいえない 4 やや不利 5 不利	⑲
--	---

問35 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	
① 今回の結果は公平なものである	1	2	3	4	5	⑳
② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている	1	2	3	4	5	㉑
③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている	1	2	3	4	5	㉒
④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している	1	2	3	4	5	㉓
⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している	1	2	3	4	5	㉔
⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	1	2	3	4	5	㉕
⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である	1	2	3	4	5	㉖
⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	1	2	3	4	5	㉗
⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める	1	2	3	4	5	㉘

問 36 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	㉙
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない		

問 37 労働審判手続は、次の①～⑪にあげるような特徴を持つといわれています。今回の経験に照らし、①～⑪はどのくらい重要だと思うか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 非常に重要だ と思う	2 やや重要だ と思う	3 どちらともい えない	4 あまり重要だ とは思わない	5 まったく重要だ とは思わない	
① 裁判所で行なわれる手続であること	1	2	3	4	5	③⑩
② 法的な権利関係をふまえた制度であること	1	2	3	4	5	③⑩
③ 原則として3回以内の期日で終了すること	1	2	3	4	5	③⑩
④ 手数料が裁判（訴訟）の半額程度であること	1	2	3	4	5	③⑩
⑤ 労使双方から選ばれた労使関係に関する専門的な知識や経験を有する審判員が手続に参加すること	1	2	3	4	5	③⑩
⑥ 手続が原則として非公開であること	1	2	3	4	5	③⑩
⑦ 当事者本人が口頭で事情を説明すること	1	2	3	4	5	③⑩
⑧ 双方の関係者が、一つのテーブルを囲んで手続を進めること	1	2	3	4	5	③⑩
⑨ 手続のなかで、適宜、調停による解決が試みられること	1	2	3	4	5	③⑩
⑩ 裁判（訴訟）の判決に比べて、事件の実情や当事者の事情に応じた柔軟な解決が可能であること	1	2	3	4	5	③⑩
⑪ 労働審判に異議の申立てがあると裁判（訴訟）に移行する手続であること	1	2	3	4	5	③⑩

付問 ①～⑪のうち**もっとも重要だと思うものを1つ**選んで、その記号をお書きください。

①～⑪の数字をご記入ください。 →

④⑪

【V】労働審判手続が終わった後の、あなたご自身や職場の状況についておたずねします。

問 38 労働審判手続の終了後、あなたは相手側の会社・団体に在職していましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|---|----|
| 1 雇用関係の有無について争っていた（→次ページのF1へ）
2 （雇用関係の有無に争いはなく）在職していた（次ページの問39へ）
3 （雇用関係の有無に争いはなく）退職していた（→次ページのF1へ）
4 そもそも雇用関係がなかった（派遣など）（→次ページのF1へ） | ④⑪ |
|---|----|

問 38 で「2 在職していた」に○をつけた方だけにおたずねします

問 39 労働審判手続の終了後、あなたの職場や事業所で、どのような変化がありましたか。次の①～⑥について、それぞれあてはまるものを 1 つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 実施された	2 検討中である	3 とくに検討されて いない	9 わからない	
① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視	1	2	3	9	④④
② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更	1	2	3	9	④⑤
③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動	1	2	3	9	④⑥
④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備	1	2	3	9	④⑦
⑤ 管理職への研修	1	2	3	9	④⑧
⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策	1	2	3	9	④⑨

全員におたずねします

【VI】最後に、あなたご自身についておたずねします。回答を統計的に分析する際に必要な項目です。差し支えない範囲で結構ですので、お答えください。

F 1 あなたの性別をお答えください。

1 男性	2 女性	⑤⑩
------	------	----

F 2 お年はおいくつですか。あてはまるものを 1 つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 20歳未満	5 50～59歳	⑤⑪
2 20～29歳	6 60～69歳	
3 30～39歳	7 70歳以上	
4 40～49歳		

F 3 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。あてはまるものを 1 つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 中学校	⑤⑫
2 高等学校	
3 専修学校・各種学校	
4 短大（高専を含む）	
5 大学・大学院	
6 その他（具体的に： _____)	

F 4 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時のあなたの働き方は何でしたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 正規の職員・従業員	
2 パート	
3 アルバイト	
4 契約社員	
5 嘱託	
6 派遣社員	
7 その他（具体的に：	）

53

付問1 あなたのその会社・団体での役職はなんでしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ その会社・団体での役職の名称が異なる場合は、職位がいちばん近いと思われるものに○をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先での役職をお答えください。

1 部長・次長クラスの管理職	
2 課長クラスの管理職	
3 係長クラスの管理職	
4 職長、班長、組長などの現場監督職	
5 役職にはついていない	
6 その他（具体的に：	）

54

付問2 その会社・団体の業種は何でしたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先の業種をお答えください。

1 建設業	9 宿泊業, 飲食サービス業	
2 製造業	10 教育, 学習支援業	
3 電気・ガス・熱供給・水道業	11 医療, 福祉	
4 情報通信業	12 職業紹介・労働者派遣業	
5 運輸業, 郵便業	13 その他サービス業（具体的に：	）
6 卸売業・小売業	14 公務	
7 金融業, 保険業	15 その他（具体的に：	）
8 不動産業, 物品賃貸業		

55

56

付問3 その会社・団体で働いている人は、全体で何人くらいでしたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先の従業員数をお答えください。

1 10人未満	4 100~299人	7 1,000人~2,999人
2 10~29人	5 300~499人	8 3,000人以上
3 30~99人	6 500~999人	9 わからない

57

F 5 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時、あなたが働いていた会社・団体には労働組合がありましたか。

- 1 はい (→付問へ)
- 2 いいえ (→F6へ)
- 3 わからない (→F6へ)

⑤⑧

F 5で「1 はい」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 あなたはその組合の組合員でしたか。

- 1 組合員だった
- 2 組合員ではなかった

⑤⑨

全員におたずねします

F 6 あなたの年収をおたずねします。①労働審判手続の原因となった問題が生じる(直)前と②現在について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○をつけて**ください。

	問題が生じる (直)前	現 在
1 なし	1	1
2 100万円未満	2	2
3 100~200万円未満	3	3
4 200~300万円未満	4	4
5 300~400万円未満	5	5
6 400~500万円未満	6	6
7 500~600万円未満	7	7
8 600~700万円未満	8	8
9 700~800万円未満	9	9
10 800~900万円未満	10	10
11 900~1,000万円未満	11	11
12 1,000~1,500万円未満	12	12
13 1,500~2,000万円未満	13	13
14 2,000万円以上	14	14
15 わからない	15	15
16 答えたくない	16	16

⑥⑩

⑥⑪

F 7 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

- 1 あ る (件程度) 2 な い

⑥⑫

F 8 あなたは、日常生活で（仕事を除く）、日本語のほかによく用いる言語がありますか。

1	あ	る	(語)	2	な	い
---	---	---	---	----	---	---	---

⑥5

F 9 以下の欄には、今の労働審判についてあなたが考えていること、また、この調査およびアンケート用紙についての感想をご自由にお書きください。

⑥6

F 10 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）から、おおよそどのくらい後ですか。

（労働審判手続が終了したときから） 約 日後

⑥7～⑥9

なお、今回お答えいただいた問題について、後日、この調査を行っている東京大学社会科学研究所のメンバーまたはその共同研究者が、直接お会いして、あるいはお電話で、さらに詳しい話をおうかがいするとすれば、ご協力いただけますでしょうか。ご協力いただける場合は、同封の調査票返送確認用ハガキの「インタビュー調査に協力してもよい」の欄に○をつけ、連絡先をご記入の上、そのハガキを投函ください。インタビューをお願いする方には、後日改めてご連絡申し上げます。

質問は以上です。ご多忙の折、長時間にわたりご協力

いただき、誠にありがとうございました。

同封の返送用封筒に入れて、無記名のままご投函ください。

あわせて、調査票返送確認用ハガキ（桜色）もご投函ください。